

医療機関による医療情報の「広報」に関するガイドライン

第1章(総則)

(目的)

第1 このガイドラインは、医療機関が広報を行う際の具体的な指針を示すことにより、都民が医療機関を選択する際の参考となる医療情報の提供を促進するとともに、信頼できかつ分かりやすい医療情報の確保を図り、もって「患者中心の医療」の実現に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2 このガイドラインは、医療機関から都民へ向けに行う医療情報の提供のうち、医療機関の院内掲示(「医療法」(昭和23年7月30日法律第205号)又は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)若しくは「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」(昭和58年厚生省告示第14号)により義務づけられている院内掲示を除く。)、医療機関が作成するパンフレット又は年報等の印刷物(院内で配布されるものに限る。)、医療機関のホームページ及びその他医療法により規制される広告に該当しないもの(以下このガイドラインにおいて「広報」という。)について適用する。

(定義)

第3 このガイドラインにおいて「医療機関」とは、医療法第1条の5第1項に定める病院、同条第2項に定める診療所及び同法第1条の6に定める介護老人保健施設をいう。

2 このガイドラインにおいて「医療情報」とは、医療機関に関する情報をいい、次に掲げるものは含まない。

- (1)患者個人に対する情報
- (2)医療機関の運営に関する情報
- (3)学術研究に関する情報(医療機関に関する情報に係る場合は除く。)

第2章(通則)

(基本的な遵守事項)

第4 医療機関は、広報を行う場合、都民に誤解を与えるような表現を用いないよう努めるものとする。

2 医療機関は、関連法規を遵守し、公正かつ公平な広報活動に努めるものとする。

3 医療機関は、当該医療機関に関する最新の医療情報を提供するよう努めるものとする。

4 医療機関は、可能な限り様々な媒体を活用し積極的に広報を行うよう努めるものとする。

5 医療機関は、広報内容に関して質問や苦情等があった場合は、速やかに対応するものとする。

(虚偽・誇大な表現等の禁止)

第5 医療機関は、患者保護の観点から次に掲げる広報は行わないものとする。

- (1)虚偽又は誇大な表現を用いた広報
- (2)誤認を与えるような表現を用いた広報
- (3)他の医療機関と比較して優良である旨の広報

(平易な表現等)

第6 医療機関は、広報を行う場合、医療の専門性にかんがみ可能な限り平易な言葉を使用するとともに、都民がその内容を容易に理解できるように説明を工夫するものとする。

(具体的な情報の提供)

第7 医療機関は、広報する医療情報が、都民に正しく理解されるよう、可能な限り具体的な情報を提供するものとする。

(出典等の明示)

第8 医療機関は、研究論文等を引用し広報を行う場合には、その出典等を明示するものとする。

(注意事項の明示)

第9 医療機関は、広報する内容に関し、学会等において相反する複数の学説がある場合には、その旨を明示するものとする。

(根拠の明示)

第10 医療機関は、当該医療機関における診療の実績を広報する場合は、その根拠を明示するものとする。

(提供情報の見直し)

第11 医療機関は、提供している医療情報について、その内容を逐次見直すよう努めるものとする。

(問い合わせ先の明示)

第12 医療機関は、広報内容に対する問い合わせ先を明示するものとする。

第3章(医療機関を選択する際の参考となる医療情報)

(参考となる医療情報)

第13 医療機関は、都民が医療機関を選択する際の判断材料としての医療情報の重要性にかんがみ、第4から第12の規定を遵守するとともに、別表を参考とし、標榜している診療科等当該医療機関の特性に応じた積極的な広報を行うよう努めるものとする。

2 別表に掲げる医療情報を広報する場合、留意事項について定めのあるものについては、その規定に基づき広報を行うものとする。

第4章(運用上の注意事項等)

(個人情報保護)

第14 医療機関は、特定の患者が識別されるような広報を行ってはならない。

(提供している医療情報の見直し体制)

第15 医療機関は、提供している医療情報について、定期的に見直すための組織又は担当者を置くものとする。

〔別表〕

医療機関を選択する際の参考となる情報項目	
情報項目	広報する際の留意事項
基礎的事項	
病院又は診療所の名称、電話番号、所在地、地図、交通手段	
常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名	
診療日又は診療時間	
通常の診療日・診療時間	
初診時の外来受付時間	
診療科、曜日別の担当医師名	
診療科名	・原則として医療法で認められている診療科名とする。 ・社会通念上定着している診療科を広報する場合は、本来の診療科を併記すること。 (例: 乳腺科(外科)など)
対応している保険、公的医療助成制度	取り扱っている公的な保険や労働災害保険などについて広報する。
医療の提供に関する事項	

<p>総括的事項に関すること</p>	
<p>医療機関の理念や基本方針</p>	
<p>人員や体制に関すること</p>	
<p>医師、歯科医師の略歴、年齢、性別</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日、出身校、学位、医籍登録年月日、勤務した医療機関(診療科、期間を含む)について、一連の履歴を総合的に記載し、広報する。 ・常時診療に従事する医師又は歯科医師のみを対象とする。
<p>学会認定医、専門医</p>	<p>次の団体から受けた認定医(専門医)を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科の場合は、日本専門医認定機構が承認している学会 ・歯科の場合は、日本歯科学会専門分科会が承認している学会 <p>常時診療に従事する医師又は歯科医師のみを対象とする。</p>
<p>医師、歯科医師等の従業員数、スタッフの患者数に対する割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数又は従業員数対患者数の割合に係る期間を暦月単位で併記する。 ・広報できる従業員の名称は、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法その他の法律において定められているものに限るが、看護補助者もこれに含めることもできる。
<p>常勤女性医師の配置(産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、肛門科)</p>	<p>配置している診療科を付記することが望ましい。</p>
<p>歯科技工士、歯科衛生士、歯科への看護師の配置</p>	
<p>受診に際しての手續に関すること</p>	
<p>予約診療の実施</p>	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平日〇〇時～〇〇時予約受付」、「24時間予約受付」などの予約受付時間 ・予約を受け付ける電話番号

	など具体的に広報する。
紹介状の要・不要	
救急への対応状況に関すること	
救急医療を提供している病院又は診療所	例えば、 ・「救急告示病院」又は「救急告示診療所」 ・救急を行う日時や時間 など具体的に広報する。
救急対応の医師数や救急に関する情報	
休日又は夜間における診療の実施	例えば、 ・休日又は夜間における診療の受付 ・問い合わせのための電話番号 など具体的に広報する。
医療機能に関すること	
学会での施設認定	次の団体から施設の認定を受けたものを対象とする。 ・医科の場合は、日本専門医認定機構で承認された学会 ・歯科の場合は、日本歯科学会専門部会で承認された学会
提供する医療に関し体制が確保されている事を示す項目	基本診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十三号)又は特掲診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十四号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た医療機関を対象とする。
実施している治療の方法 (特に、医療機関が得意とするもの)	・原則として、健康保険法の規定による療養に関する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬点数表」という。)に規定する療養の実施上認められた手術、処

	<p>置等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の治療の方法を広報する場合は、これらの保険の適用外である旨を付記すること。
対応可能な(実施している)検査	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、対応可能な検査については、診療報酬点数表で認められた検査とする。 ・上記以外の検査を広報する場合は、これらの保険の適用外である旨を併記すること。
当該医療機関で行われた手術の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、手術件数については、手術名の客観性を担保する観点から、診療報酬点数表で認められた手術とする。 ・上記以外の手術名を広報する場合は、これらの保険の適用外である旨を付記すること。 ・手術件数を広報する際には、当該手術件数に係る期間を暦月単位で併記する。
患者数(入院、外来別)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者数については、暦月単位で併記する。 ・入院外来別、疾患別に広報する場合は、診療録管理体制加算の施設基準を満たした医療機関とする。
平均在院日数	<p>・平均在院日数は、以下の計算式により計算したものであること。</p> <p>在院患者延数÷(新入院患者数+退院患者数)×2分の1</p> <p>(期間について暦月単位で併記すること)</p>
入院診療計画書の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬点数表で示されている「入院診療計画書」のこと。 ・次の基準を満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 医師、看護師等の共同により策定された診療計画であること。 2) 病名、病状、推定される入院期間、予定される検査及び手術の内容並びにその日程、その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。

	3)当該診療計画が入院した日から起算して7日以内に、患者に対し文書により交付され説明がなされるものであること。
<p>クリニカルパスの導入</p> <p>※クリニカルパスとは、各医療機関内で疾患ごとに標準的な治療・検査・ケア・処置・指導などの内容やそれらを実施する時期などを、医師、看護師等が共同してまとめ患者に対して提示するもの(診療報酬点数表で示されている「入院診療計画書」とは別のもの)</p>	<p>クリニカルパスを導入している疾患を付記することが望ましい。</p>
対応可能な医療サービス	
在宅医療の実施	<p>実施している在宅医療(訪問診療、訪問歯科診療、往診など)の種類等を付記することが望ましい。</p>
健康診査・健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康診査、健康診断」とは、医師等が診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する医学的知識を用いて行うもの。 ・例えば、実施日及び実施時間のほか、「乳幼児健診」、「胃がん検診」など実施する検査の種類を広報する(「遺伝子診断」など、医学的・社会的に評価が高まっていないものは含まない。)
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に規定されるもの、または、薬事法において承認されているワクチンを使用した予防接種を対象とする。 ・実施できる予防接種の種類も付記することが望ましい。
保健指導又は健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「保健指導」とは、主として予防的なものであって、医師等が診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する医学的知識を用いて相談者に対し健康の保持増進のための日

	<p>常生活上の指導等を行うことを意味する。例えば、「乳幼児保健指導」、「禁煙指導」等、対象者や指導対象など具体的に広報する(症状、疾患名、治療行為等について行われる指導や医学的・社会的に評価が定まっていないものについては対象としない。)</p> <p>・「健康相談」とは、医師等が診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する医学的知識を用いて相談者に対し健康の保持増進のための常生活上の助言等を行うことを意味する。</p> <p>例えば、実施日及び実施時間のほか、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」等、対象者や相談内容など具体的に広報する(通常の診療行為とは別に健康相談が行われると判断されるものを除き、原則として、症状、疾患名、治療行為、医学的・社会的に評価が定まっていないものについての助言等は含まれない。)</p>
<p>終末医療の実施</p>	<p>緩和ケア病棟の設置など実施している終末医療の内容について具体的に広報することが望ましい。</p>
<p>院外処方の実施</p> <p>※院外処方とは、通常、医療機関が直接処方・調剤するものではなく、患者に処方せんを交付し、医療機関以外で調剤し患者に渡すことをいう。</p>	
<p>チーム医療の実施</p>	<p>どのようなチーム医療(NST(栄養サポートチーム)など)を行っているのか具体的に広報することが望ましい。</p>
<p>セカンドオピニオンの実施</p>	<p>いわゆるセカンドオピニオンを求める患者に対し、セカンドオピニオンの内容について説明し、患者がセカンドオピニオンを希望したときの受</p>

	<p>け入れ協力体制を指す。</p> <p>例：セカンドオピニオン外来の設置</p>
セカンドオピニオンへの協力	<p>いわゆるセカンドオピニオンを求める患者に対し、セカンドオピニオンの内容について説明し、患者がセカンドオピニオンを希望したとき、患者に対する他の適切な医師又は歯科医師の紹介などの協力体制を確保している場合</p>
エイズ拠点病院	<p>「エイズ治療の拠点病院の整備について」(平成5年7月28日 健医発第825号 厚生省保健医療局長通知)による医療の給付を行っている医療機関とする。</p>
各法に基づく指定医療機関	<p>例えば、感染症指定医療機関や結核予防法指定医療機関など具体的に広報する。</p>
女性専用外来の設置	<p>実施している曜日や時間などを付記することが望ましい。</p>
インフォームド・コンセントの実施	
診療録(カルテ)等の開示	
薬事法に基づく臨床試験に関する事項	<p>これまで実施してきた臨床試験の対象となった疾患を広報することが望ましい。</p>
医療安全に関すること	
安全管理のための体制を確保	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデント・アクシデント報告制度の有無や件数 ・医療安全委員会等の設置 ・リスクマネージャーの配置 <p>など具体的な内容を広報する。</p>
院内感染予防対策の実施状況	
医療の質の向上に向けた取り組み状況に関すること	
院内教育体制の状況(医師、看護師、薬剤師等に対するもの)	

症例検討会の設置状況	以下の要件を備えたものとする。 ・当該医療機関内で定期的を実施しているものであること。 ・当該医療機関内のスタッフが可能な限り参画したものであること。
当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保	例えば、 ・医療相談室の設置 ・患者相談窓口の設置 ・その他医療知識に関することや薬に関する相談体制など具体的な内容について広報する。
患者サービスに関すること	
患者満足度の調査結果	
対応できる言語(手話、点字を含む。)	・対応できる言語及び対応できる時間帯、診療科等を明示する。
入院生活	例えば、 ・食事の選択メニューの有無 ・入院時に必要なもの ・面会時間 ・貸しテレビ等の提供・費用 など具体的に広報することが望ましい。
売店、食堂	当該医療機関の内部にあるものを対象とする。
外来診療の平均待ち時間	
診察後の待ち時間(調剤・会計等に要する時間)	
患者からの声、苦情、要望に対する対応	
施設設備に関する事項	
建物内部の案内	
入院設備の有無	

病床数	
一室あたりのベット数(○人部屋○室)	
特別療養環境室(個室)のサービス内容	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの有無 ・電話の有無 ・テレビの有無 ・風呂、シャワーの有無 <p>など具体的に広報することが望ましい。</p>
電子カルテの導入	
駐車設備	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金 ・身体障害者用駐車スペースの有無 <p>など具体的に広報する。</p>
バリアフリー対策	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者用トイレの有無 ・車椅子での来院の可否 ・点字ブロック(施設内点字表示)の有無 <p>など具体的に広報することが望ましい。</p>
第三者評価に関する事項	
財団法人日本医療機能評価機構が行っている病院機能評価の審査結果(個別項目を含む。)	
外部監査を受けている旨	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士又は監査法人の監査を受けていること。 ・広報する場合は、当該監査を受けた年月日を併記すること。 ・「監査」とは、公認会計士による証明書が発行されているものを意味するものであり、単なる会計指導は含まない。
ISO9000 シリーズ(品質マネジメントシステム)の認証取得	国際標準化機構(ISO)の品質マネジメントシステムの認証を受けた医療機関を対象とす

	る。
費用に関すること	
費用の支払方法	例えば、 ・使用可能なクレジットカードの種類 ・小切手での支払の可否 など具体的に広報する。
診療報酬点数表で定めるもの以外に特別な費用を徴収する場合	例えば、 ・一般病床 200 床以上病院の初診の費用(紹介状がない場合) ・特別の療養環境の提供に係る費用(差額ベッド代) ・高度先進医療等に係る費用 など保険給付以外に費用を徴収する場合について具体的に広報する。
領収に関すること	
点数明細のある領収書の発行	
各種証明書の請求・発行(代金、発行までの日数等)	診療報酬点数表上の区分(基本診療料、特掲診療料)を行っているもの
レセプトの開示	
他の医療機関との連携に関すること	
紹介することができる他の病院又は診療所の名称	連携している医療機関やその連携内容を具体的に広報することが望ましい。
紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護老人保健施設の名称	
共同利用できる医療機器	・他の医療機関の医療機器を共同して利用することを広報(利用できる医療機関名及び当該医療機器の明示が必要)する。 ・他の医療機関に自院の医療機器を利用させ

	<p>ていることを広報する(地域医療支援病院、開放型病院(特掲診療料の施設基準等に基づく地方社会保険事務局長に対する届出が受理された医療機関)を対象とする。利用できる当該医療機器名の明示が必要)。</p>
<p>個人情報の保護に関すること</p>	
<p>個人情報の保護対策</p>	<p>個人情報の保護に関する規程の整備、委員会の設置等医療機関内の個人情報保護対策や第三者による認証(例、プライバシーマークの取得)等について具体的に広報することが望ましい。</p>
<p>広報関係</p>	
<p>医療機関のホームページアドレス</p>	
<p>パンフレット等の発行状況</p>	
<p>広報内容に関する苦情対応</p>	